

令和3年6月 農業委員会総会

1. 開会日時

令和3年6月25日(金) 9時00分

閉会日時

令和3年6月25日(金) 10時40分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番

4番 5番 6番

8番 9番 10番

11番 12番 13番

(欠席 7番 )

(遅刻 なし )

(早退 なし )

4. 最適化推進委員

14番 18番

5. 議事録署名人

3番 10番

6. 付議事件

第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

第8号 農用地利用集積計画の決定について

7. 協議事項

・川棚町総合計画審議会委員の推薦について

9. その他

・行事報告について

・農地利用状況調査の割り振り表の提出について (説明)

	<p>令和3年6月 農業委員会総会</p> <p>令和3年6月25日(金) 9時00分～10時40分 川棚町中央公民館 1階 講習室</p>
<p>事務局長</p> <p>(総会成立要件) (過半数以上の出席)</p>	<p>「ただいまから、令和3年度6月の農業委員会を開催します。」</p> <p>「本日は ○○委員が欠席です。総会は成立している事をご報告します。 また本日は農地利用最適化推進員2名の皆様にも参加していただいています。」</p> <p>「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「それでは総会資料31ページをお開き下さい、報告事項1番、6月の行事及び7月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「現地調査を7月20日 調査員に○○委員 ○○委員 ○○委員にお願いします。 総会については7月26日開催でご提案いたします。来月は会場の関係で場所を2階講堂で予定しています。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは次回の現地調査の日程を7月20日、総会開催日を7月26日に予定としたいと思います。」</p>
<p>会長</p>	<p>「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願いします。」</p>

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員 〇〇委員にお願いいたします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」</p> <p>1 ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「当該案件については 所有権移転については調査委員の現地調査をおこなっていましたが、3月の農地パトロールの際に皆さんに確認していただいていますので、事務局で説明します。3月に確認していただいたように広域農道が農地の真ん中を横断し、現状地盤からかなり掘り下げられるため、当該農地が左右に分断され、さらに〇〇さん農地も進入が難しくなり農地の使用に支障をきたす事から、今回の申請になったものです。」</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、「これより議案第6号 3条許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>質疑なし</p>
<p>事務局</p>	<p>「ここの周りは、広域農道の買収価格が高値で売買された所でこの3条で農地を得るには、譲られる方はそのくらいの価格を想定されたという事もあるかと思えます。</p> <p>今回は一応、3条申請ですので農地の価格ということです。農業委員会としてもそういった事を説明してこの価格で申請をされたようです。」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号、農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>

<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第6号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、続いて議案第7号 農地法第5条の許可申請について審議を行います。まず5条1番の申請から審議したいと思いますので事務局から説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>総会資料7ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域外で、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、調査委員から説明をお願いします。」</p>
<p>委員</p>	<p>「4番、〇〇です。〇〇委員、〇〇推進委員と事務局2名、行政書士の〇〇さんの立会いの下、現地調査を行いました。</p> <p>場所は、係長からも説明がありましたとおり〇〇〇団地の上を通り、海側に右折して斜面下側にはちょうど〇〇〇集会所がありました。現状としては、最近まで家庭菜園をされていたようですが、12ページの横断図をみてもらいたいのですが、向かって左側より車を2台入れて、右側には1台車を駐車できるスペースを擁壁を設けてつくられるようです。前に水路が見うけられましたがきちんと整備をされたらなんら問題はないと思われました。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員より説明をお願いします。」</p>
<p>委員</p>	<p>「3番、〇〇です。〇〇委員、〇〇推進委員と事務局2名、〇〇さんの立会いの下、現地調査を行いました。</p> <p>〇〇地区を200m程のぼり右折して上った左側に車3台分の用地として申請された農地がありました。そこは水はけもよく日当たりもよく環境に恵まれた場所でした。特に問題は無いとおもわれます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員から意見をお願いします。」</p>
<p>推進委員</p>	<p>「14番、〇〇です。当事者である〇〇さんに渡し人から管理出</p>

推進委員	<p>来ないので管理を頼まれていた農地で、今回遠くにいる渡し人から譲り受けて駐車場にするという事です。 擁壁はコンクリートで固めるという事です。土の流失の心配はなく、前には側溝もありますので問題はないと思います。」</p>
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、5条1番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第7号 農地法第5条1番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
	<p>「それでは、続いて議案第7号 5条2番、の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>総会資料16ページから 議案説明</p> <p>「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種の内にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	「それでは、現地調査委員〇〇委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「13番、〇〇です。6月21日に〇〇委員、〇〇委員、私と事務局2名、地元推進委員の〇〇さんと行政書士の〇〇さん、土地の所有者の〇〇さんと母親の〇〇さんで調査いたしました。</p> <p>場所は国道から〇〇郷のカーブの交差点を上り、〇〇〇を右に進み200m程あがった住宅地の山手側でした。〇〇さんの土地の現況は、地図上では果樹園と表記されていますがここ数年耕作された気配がありませんでした。現地に進入するのも小型の重機が入る道しかなく保全管理もままならない場所かなと思いました。近年、調査ではB判定でしたので改善される事はないような場所ではないかと話したところでした。</p>

委員	<p>〇〇さんの農地の4 m下手に〇〇さんの宅地があるのですが、現況2 m弱のセメント擁壁が設置されており今後住宅を建設する上で建築法の安全性を確保するという事があり、法面補強の工事が必要との事で申請があったようです。</p> <p>見る限りでは、申請に関して問題はないと思われました。」</p>
会長	「続いて地元推進委員〇〇委員から補足説明をお願いします。」
推進委員	<p>「18番、〇〇です。詳しい事は今、〇〇委員からあったとおりで、数年前に宅地の方は転用があっていたようですが、今回の申請地は、許可が出た土地の上のところになり、21ページの図面では現在の建築法に沿うようにするという事です。土砂崩れがしないような2段擁壁工事をすると言う事です。今後、耕作をする道もございませんので今回譲る話になったようです。」</p>
会長	「それでは、5条2番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第7号、農地法第5条2番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第7号 農地法第5条2番の許可申請については許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局から議案の説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>議案説明</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第8号 農用地利

会長	用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。議案第8号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第8号 農用地利用集積計画については許可することに決定します。」
	「以上ですべての議案の審議を終了しました。」
	「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」
	報告事項 農地改良届けの提出について
	協議事項 川棚町総合計画審議会委員推薦について
事務局	「総会資料35ページをご覧ください。先日、川棚町長より川棚町総合計画審議会委員推薦の依頼がっております。この審議会は、今後10年間の川棚町のまちづくりの基本となる川棚町総合計画の策定する当たり広く町民から意見を拾うという事で、農業委員会から推薦をという事で依頼されたものです。」
会長	「それでは協議をしたいと思いますが、どなたかご意見お願いいたします。」
	審議会委員の決定について（〇〇委員に決定）

事務局	業務報告書を調整しましたので報告します。
	業務報告の説明。
会長	「以上をもちまして令和3年6月の農業委員会総会を終了いたします。」
	会長
	議事録署名人
	議事録署名人